

平成30年度 市民提案型まちづくり支援事業の提案団体募集

問市民協働課 ☎(582)1148 ㊟(583)3911

まちづくり活動についての提案を審査し、採択したも
のに対して活動費用の一部を助成します。

対象団体 ボランティア団体、NPOなどの市民公益活
動団体

対象事業・助成限度額

・ **きっかけづくり事業**

自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の
解決に資する事業(同一団体への交付は3回が限度)
上限15万円(補助率10/10)

・ **ステップアップ事業**

団体の持つ知識や経験を生かし、自立した活動を展開
することで社会的または地域的な課題の解決に資す
る事業(同一団体への交付は2回が限度)
上限15万円(補助率1/2)

・ **自立事業化前提型事業**

地域が抱える課題をサービスの受け手から対価を徴

収する方法により解決する事業(3年以上事業を継続す
ることが条件)

上限50万円(補助率10/10)

㊟4月16日(月)~5月18日(金)に申請書に記入し、直接
下記へ申し込み。

申請書は下記に設置または市ホームページからダ
ウンロード。

審査方法 申請書類および公開プレゼンテーション(6
月上旬予定)により審査します。

制度説明会

㊟4月27日(金)午後7時~

㊟エルセンター

㊟説明会に参加しない場合も応募可。申込不要、参加費
無料。

消費生活センター情報① ※窓口に寄せられた相談事例をもとに、安心・安全な消費生活のアドバイスを提供します。



くらしのたより

問守山市消費生活センター
☎(582)1148 ㊟(583)3911

今回のポイント

困ったことは1人で悩まず、消費生活センターに相談を

Q 消費生活センターって何をしてくれるの?

A 消費生活全般に関する消費者からの相談を受け付け、中立、公正な立場で相談に当たっています。「訪問してきた業者から勧められ、屋根の葺替工事をしたが、解約したい」、「電話でインターネットの料金が今より安くなると言われ契約したが、安くない」などの相談が多く寄せられ、これらの解決に向けた情報を提供し、助言をしています。また、「借金が返せなくなった」、「住宅ローンの返済で生活が苦しい」といった多重債務に関する相談も受け付けています。



Q 守山市の消費生活センターはどこにあるの?

A 市役所1階の市民協働課内にあります。受付時間は午前9時~午後4時です。

**証明書等コンビニ
交付サービスの
利用店舗を拡充**

証明書等コンビニ交付サービス(コンビニで住民票の写しなどを発行できるサービス)を利用できる店舗が新たに増えまし
た。

追加店舗 平和堂の一部店舗
(市内ではモリーブ)

注意 利用には、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの取得には、申請から1カ月程度かかります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

4月28日(土)・29日(日・祝)は証明書等
コンビニ交付サービスが利用できません

機器のメンテナンス実施のため、一時的に
利用を停止します。土・日曜日、祝日の市役
所窓口などでの証明書の発行が3月31日で終
了したことから、両日は証明書の取得ができ
ません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解い
ただきますようお願いいたします。

問市民課

☎(582)1122
㊟(583)9737